

山元町震災復興基本方針 (素案)

～復興とさらなる発展へ「チーム山元」心をひとつに～

平成23年7月
山元町

はじめに（復興方針の位置づけ）

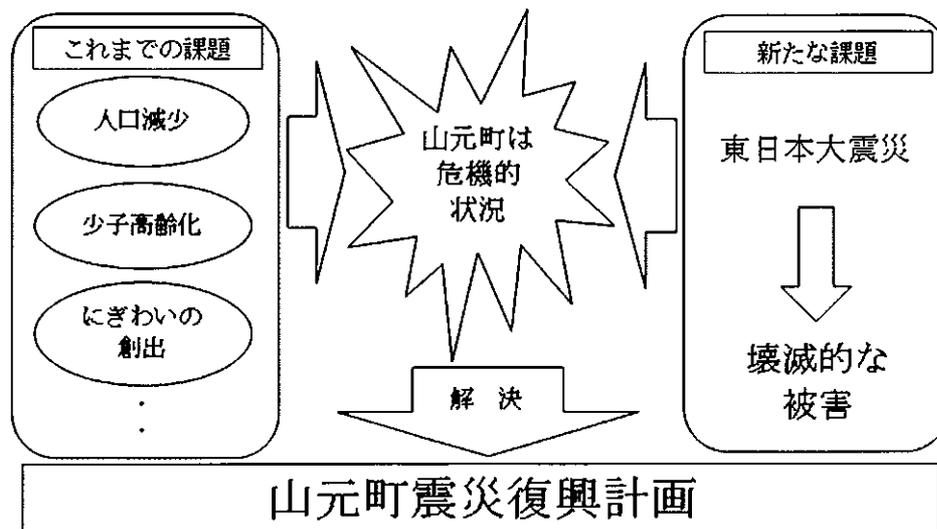
平成23年3月11日、マグニチュード9.0という未曾有の地震が本町を襲いました。特にその後が発生した大津波は、町の約半分の地域を飲み込み、600名以上の尊い命が失われるとともに、約2,500世帯の家屋が水没しました。さらに、鉄道・道路をはじめとする公共交通機関や電気、上下水道など生活に不可欠なライフラインは、現況での復旧が困難なほど破壊・寸断され、水田、いちご畑、漁港などの産業基盤も壊滅的な被害を受けました。

今回の震災による被害規模はあまりにも大きいことから、その復旧・復興に係る施策は町行政のあらゆる分野・事業に及び、長期にわたり町が総力を挙げて取り組まざるを得ないものとなっています。折しも、町では平成23年度からの長期総合計画を策定中であり、町が抱える「人口減少」、「少子高齢化」、「にぎわいの創出」などの課題解決に向け、新たなまちづくりに取り組む矢先でした。しかしながら、震災により計画していた事業の実施が困難となるばかりでなく、新たな「震災復興」という課題も加わり、山元町はまさに危機的な状況に立たされています。

このようなことから、震災復興のために策定される復興計画は、単に震災から「復旧」するだけではなく、これからの町の将来を見据え、町が抱える多くの課題に対応したまちづくりの基本構想を定める「総合計画」と位置付けることとします。人口減少等の町の課題と「復興」とを同時解決するには、これまでの手法にとらわれず、まったく新しい視点でのまちづくりが求められます。計画策定にあたっては、新しい考え方や取り組みを取り入れ、町民一丸となった復興を成し遂げるよう全力で取り組んでまいります。また、今回の震災の規模は東日本全域に及ぶものであり、その「復興」については、市町村の枠を超え広域での取り組みが必要となること、また、復興の手法や財源についても山元町単独で対応できるものでないことから、復興のまちづくりについては、近隣市町や国・県との調整を図りながら、計画づくりをすることになります。

「山元町震災復興基本方針」は、復興計画の策定にあたり、その基本的理念と復興計画策定の方向性を明らかにすることにより、町民の皆様にご希望と活力を取り戻していただきたいという思いと、町全体で新たなまちづくりに取り組むという姿勢を示すものです。

この基本方針に基づいて、今後「(仮称)山元町震災復興計画」を策定してまいります。



1 基本理念

山元町の復旧・復興は行政の力だけでは、到底為し得るものではありません。

みんなの一つのものを作り上げるチームという意識。町民一人ひとりが復興の主体となり、一人はみんなのために、みんなは一人のために、総力を結集・協働し、「チーム山元」として心をひとつに、復興と更なる発展を図ります。

基本理念1 災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり

今回の震災からの教訓の1つとして、すべての災害を防止することは、大変困難であるということを実感させられました。今後は、防災にとどまらず「減災」をも視野に入れ、仮に災害が発生しても、被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるまちづくりを目指します。

基本理念2 将来を見据えた新しいまちづくり

災害からの復興を図っていく中で、単なる復旧にとどまらず、これまでの町を取り巻く課題である「人口減少」、「少子高齢化」、「にぎわいと活力の創出」などを考慮するとともに、「新たな産業形態の確立」、「新たな居住地の形成・集約化」など長期的ビジョンを視野に入れた抜本的な再構築を行い、だれもが住みたくなるような“魅力”や“快適さ”を感じるまちづくりを目指します。

基本理念3 つながり大切にすまちづくり

山元町は、これまでの歴史や文化、地域のコミュニティにおける「人と人との絆」といった「つながり」を大切にしてきました。復興にあたっては、これまでに培ったつながりを生かしながら、新たなつながりを構築し、そのつながりにより町の魅力を磨きあげ、活力を呼び込みます。

2 復興の基本的考え方

(1) 計画期間

計画の期間は、平成30年度までの概ね8年間とします。

さらに、被災者の支援と生活の基盤や公共施設を復旧させ、再生、発展にむけ復興の基盤を構築する「復旧期」（平成23～25年度）、震災の影響により低下した町の機能を回復し、町全域がかつての姿を取り戻す「再生期」（平成25～28年度）、新たなまちづくりが進み、将来の発展に向かって戦略的に取組みを推進していく「発展期」（平成28～30年度）をそれぞれ設定します。

(2) 計画の構成

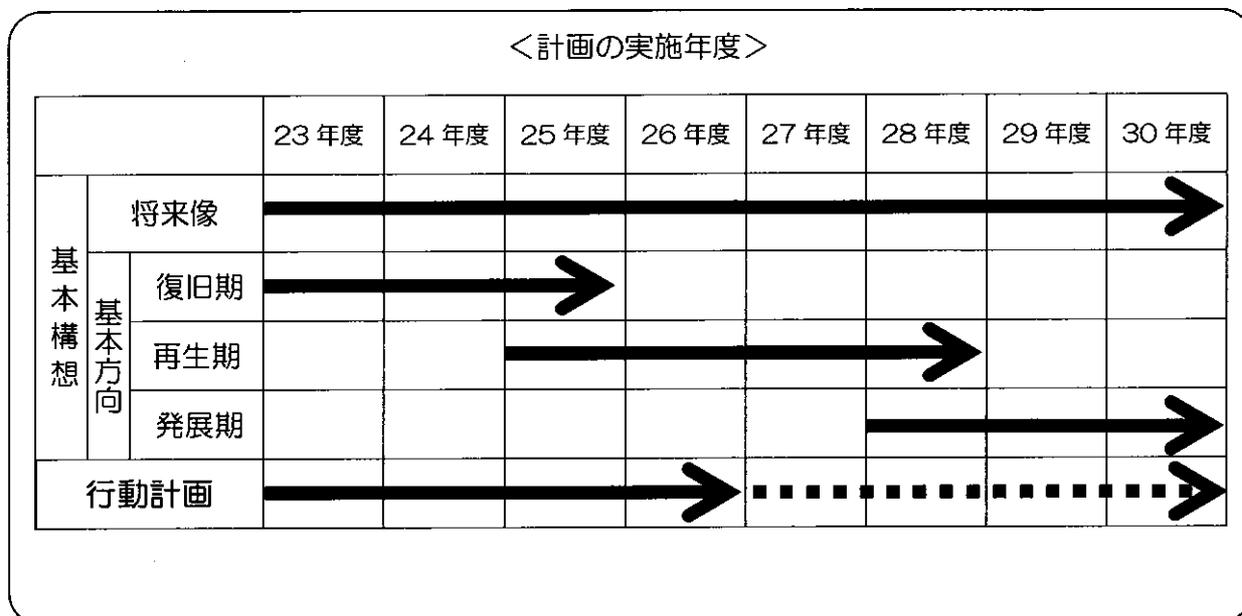
計画は、基本構想（将来像及び基本方向）、行動計画の2部構成とし、基本構想のうち基本方向は「復旧期」、「再生期」、「発展期」ごとに計画を定めます。行動計画は、「前期」、「後期」の2期に分け、計画を策定します。

① 基本構想（将来像及び基本方向）

目指すべき将来像（ビジョン）やまちづくりの目標・方向性と、これを達成するための施策を示すものです。

② 行動計画

基本構想を具現化するための具体的事業や数値目標および行程を示すものです。計画の実効性を確保するため、今回は「前期」4年分のみを策定し「後期」4年分の計画については、期間開始の前年度に定めることとします。



＜復興までの道のり＞

	復旧期(3年間)			再生期(4年間)			発展期(3年間)		
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
個人レベル	○仮設住宅等での生活 ○一定生活水準の確保 ○生活再建への取り組み			○住宅等の再建 ○満足できる生活水準の確保 ○新たなコミュニティへの参加			○新しいコミュニティの構築 ○安定収入の確保 ○生活利便性の向上		
地区レベル	○仮設住宅等の建設 ○地域コミュニティの維持 ○行政との連携			○災害公営住宅等の建設 ○新たなコミュニティの形成 ○復興に向けた体制づくり			○自治組織によるまちづくり ○創意工夫による地域振興 ○自主防災組織の強化		
町レベル	○復興計画の策定 ○都市計画の策定 ○災害復旧事業の実施			○中心市街地の造成 ○インフラ整備の再構築 ○産業基盤の整備			○行政サービスの向上 ○新しい産業の実現 ○新たな雇用の確保		

3 グランドデザイン

① 都市基盤整備の方針 ～減災を視野に入れた総合的なまちづくりを行います～

- ・防潮堤、防災緑地、高盛土構造とした鉄道・幹線道路などからなる多重防御対策により、今回のような大津波に対しても十分な避難時間を確保できる施設整備を図ります。
- ・鉄道については、津波による機能喪失が再び起きないような位置に復旧することを基本とし、新たなまちづくりと一体的な基盤整備を行うため、国・県・JRとの調整を図ります。
- ・災害時における避難路・輸送路の確保のため、東西軸の道路の拡幅、立体交差及び新たな道路ネットワークの形成など計画的な道路整備を進めます。

② 土地利用の方針

土地利用の基本的な方針として、今回の被災状況を踏まえた、災害に強いまちづくりを目指すとともに、今後の人口減少、少子高齢化などを踏まえ、若者からお年寄りまですべての世代が便利で快適に暮らせるようなコンパクトなまちづくりを目指します。

また、山元町の恵まれた豊かな自然環境を保全し、誰もが住みたくなるような環境を次世代へ継承します。

○ 居住地ゾーン ～安全性と利便性を兼ね備えた居住環境を整備します～

- ・国道6号の西側には、公共施設や駅を核とし、日常生活に必要な商業施設の誘致を図るなど、「町の顔」となるコンパクトで質の高い中心市街地の形成を図ります。
- ・中心市街地には、津波被害が甚大な沿岸部の町民の高台移転を促すとともに、若者やお年寄りにも住みやすい環境となるよう快適性や利便性を向上させ、町内への定住化を図ります。
- ・津波被害が比較的小さい住宅が立ち並ぶ地域については、避難による安全確保も視野に入れた、減災措置が施された住宅地となるよう誘導します。
- ・丘通りの既存集落についても、交通網の整備等により、中心市街地との連担性を確保し、利便性の向上を図ります。

○ 産業用地ゾーン ～安全性・生産性の向上のため集約化を図ります～

- ・現在のJR常磐線と国道6号に囲まれた中央の平野部については、水田や畑が集約化された第一次産業用地ゾーンを形成します。
- ・山元IC周辺においては、広域交通網の立地特性を活用した企業や施設園芸作物の生産と産直施設等の誘致を図り、本町の産業を促進する産業用地ゾーンを形成します。
- ・避難路となる道路の整備を図るとともに、職住分離を促します。

○ 防災緑地ゾーン ～防御機能を兼ね備えた交流ゾーンの整備を図ります～

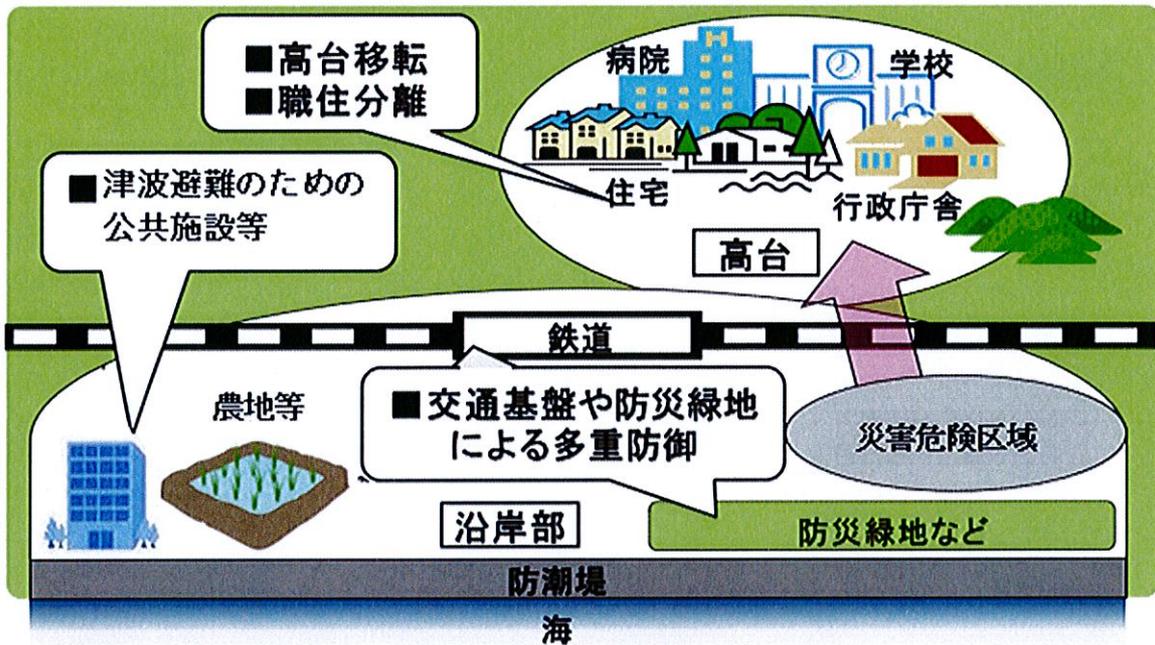
- ・津波被害の減災を図るため、沿岸部を防災緩衝地とし、深根性の樹種選定や起伏に富む盛土構造により、津波の勢いを弱める防潮堤、防潮林、緑地を整備します。

- ・緑地内は、大規模な公園やレジャー施設など、海とのつながりを意識できる憩いや交流の場とするとともに、モニュメント等により震災の記憶を永く後世に伝えていきます。

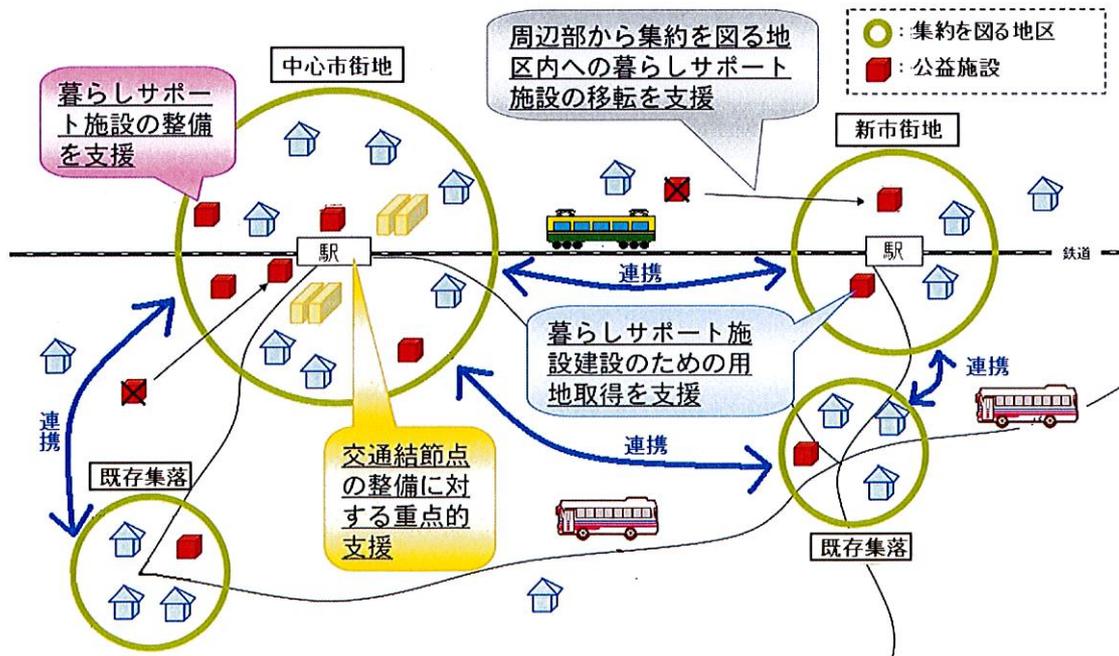
○ 丘陵地 ～自然を生かした整備を行います～

- ・西部の山地を保全するとともに、トレッキングや自然観察などの体験や交流拠点としての活用を図ります。
- ・山林など町全体の水系に影響するものは十分な保全を図り、豊かな自然環境の源とします。
- ・比較的平坦な土地は、地質などの特性を考慮し自然を生かした開発を行います。

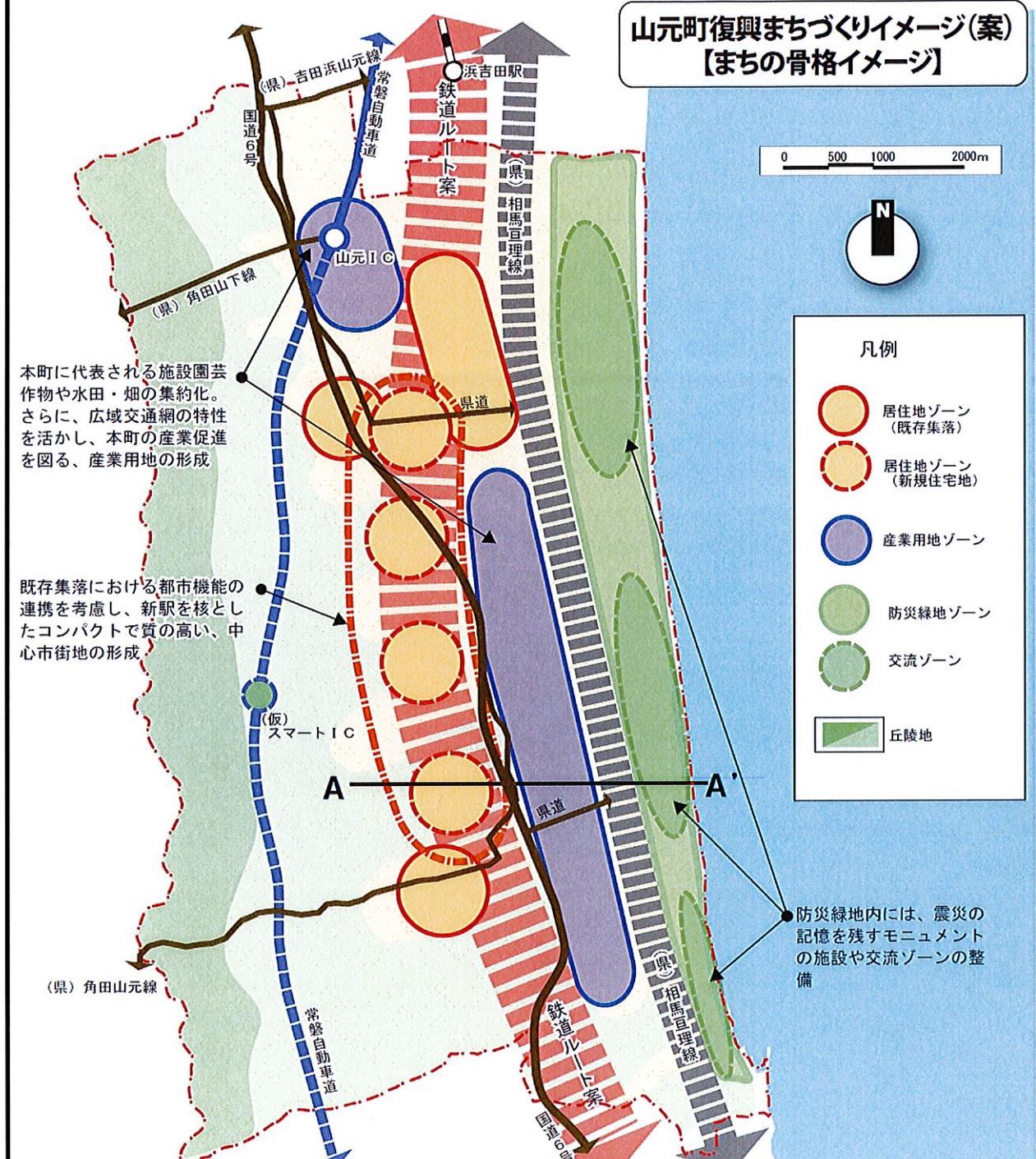
【高台移転・職住分離・多重防御のイメージ】



【中心市街地と既存集落の連携のイメージ】



山元町復興まちづくりイメージ(案) 【まちの骨格イメージ】



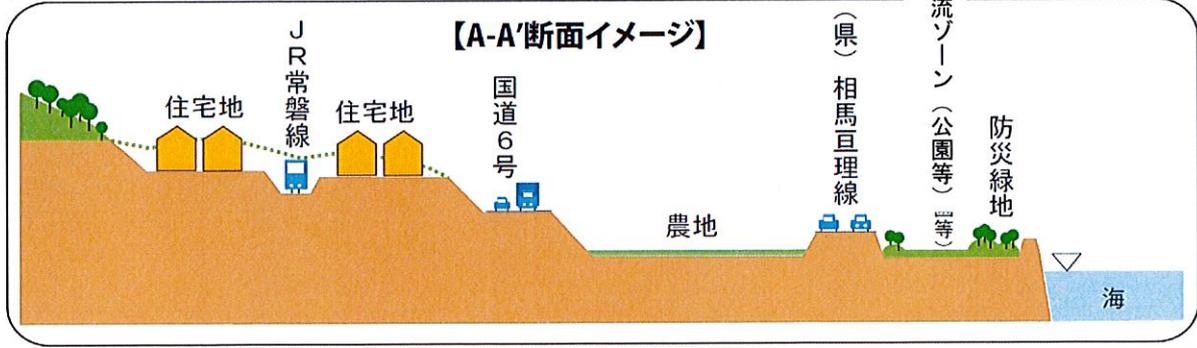
本町に代表される施設園芸作物や水田・畑の集約化。さらに、広域交通網の特性を活かし、本町の産業促進を図る、産業用地の形成

既存集落における都市機能の連携を考慮し、新駅を核としたコンパクトで質の高い、中心市街地の形成

凡例

- 居住地ゾーン (既存集落)
- 居住地ゾーン (新規住宅地)
- 産業用地ゾーン
- 防災緑地ゾーン
- 交流ゾーン
- 丘陵地

防災緑地内には、震災の記憶を残すモニュメントの施設や交流ゾーンの整備



ゾーン名	施設イメージ
<p>居住地 ゾーン</p>	 <p>街並み、中心商業施設、新駅イメージ</p> <p>▼丘陵地住宅団地イメージ</p> <p>街区公園イメージ</p>
<p>産業用地 ゾーン</p>	 <p>施設栽培施設群 イメージ</p> <p>産直施設等 イメージ</p>
<p>防災緑地 及び交流 ゾーン</p>	 <p>▼公園広場イメージ</p> <p>▼太陽光発電、モニュメント等イメージ</p> <p>▲マリーナイメージ</p> <p>津波避難施設イメージ</p>

4 復興の方向性

(1) 生活

①住居

- ・震災により住居を失った町民については、新たな応急仮設住宅の整備や民間賃貸住宅の借り上げにより生活の拠点を確保するとともに、入居者のケアや従来コミュニティの維持・再生、新たなコミュニティづくりのサポート等の生活支援による、安心して生活できる住環境を整備します。
- ・津波により従来の宅地への建設が困難となった町民に対しては、高台に生活・防災・福祉の拠点となる新たな集約型団地を造成し、集団移転を促し、新たな中心市街地の形成を図ります。
- ・仮設住宅の入居期限も踏まえ、景観や環境と調和し、高齢者に配慮した公的住宅（災害公営住宅等）を計画的に供給します。
- ・駅などの交通網の整備や商業施設の誘致により市街地の利便性を向上させるとともに、多様な年代のニーズに合った宅地の供給により町への定住を促します。

②生活再建支援

- ・避難者が一日も早く日常の生活に戻れるよう、情報提供と相談支援体制を充実するとともに、生活再建のための経済的負担の軽減を図ります。
- ・ボランティアやNPOと連携し、被災した方がれきの片づけ、救援物資提供などの支援を行います。
- ・被災者については、町税や各種徴収金を減免するなどの措置を講じるとともに、収入状況等生活実態の聞き取りを行い、実情に合わせた納税相談を実施します。
- ・就業形態や従来コミュニティ等、地域特性に配慮した生活再建を図ります。
- ・民間事業者とも連携しながら、生活再建に係る経済的・技術的支援を行います。

③コミュニティ

- ・甚大な被害を受けた沿岸部においては、地域コミュニティの再生とともに、コミュニティの維持に配慮した集団移転等を進めながら、町全体の地域コミュニティの再構築も視野に入れ、安心して暮らすことができる生活環境を確保します。
- ・自然、歴史、文化等の地域資源や、地域の創意工夫を生かした地域主体のまちづくりを支援し、やすらぎや潤いのある生活空間を創造します。また、地域の絆を深める施設の整備を支援します。

(2) 環境

①廃棄物

- ・震災により発生した膨大な災害廃棄物を1年以内に1次仮置き場に集積するとともに、県や近隣市町と連携し、概ね3年以内に2次仮置き場での処理を実現します。

- ・廃棄物を極力分別するなどの適正処理を行い、資源として使えるものは再利用するなど、ごみの減量化を図ります。
- ・津波により被災した亘理清掃センターを復旧し、安定したごみ処理体制を再構築します。

② 環境対策

- ・被災地の水質調査やがれき置場の土壌調査等を実施し、環境の変化を把握するとともに、必要に応じて迅速な対策を講じます。
- ・津波により失われた海岸付近の緑地を再生し、自然豊かな町を創造します。
- ・自然エネルギーや省エネルギー普及・促進を行い、環境配慮型のまちづくりを進めます。
- ・災害時の停電対策のため、公共施設等への太陽光発電システムを導入し、防災と環境の連動を図ります。
- ・3R(リデュース：発生抑制・リユース：再使用・リサイクル：再生利用)を普及し、循環型社会の形成を目指します。

(3) 保健・福祉

① 安心できる保健・医療体制

- ・被災者の健康の保持を最優先に、町民が必要な医療を安心して受けられるよう、国立病院機構宮城病院並びに医師会等と連携し、地域医療の連携強化に努め医療提供体制の確保を図ります。
- ・予防に重点をおいた健康づくりを推進するため、仮設住宅等において、ボランティアやNPOとの連携を図りながら、保健指導の充実・強化に取り組みます。
- ・町民自らが心身ともに元気な体を維持・増進し、健康度を高めるための支援やサポート体制の充実に努めます。
- ・多くの人と交流を持ち、みんなで支えあい、良い生活習慣を継続するため、運動・栄養の健康づくり事業等を通じて、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

② 将来を担う子どもたちへの支援

- ・被災した子どもたちの、心のケアの充実を図るとともに、親を失った子どもには、県と連携し、里親への委託や児童養護施設等への入所を進めます。また、各種制度を活用し、生活や就学の際の経済的支援を行います。
- ・新たなまちづくりに合わせて、児童館的な機能を有する施設の併設も視野に入れ、保護者が安心して預けられる保育所を整備するとともに、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
- ・震災で失われた子どもの遊び場を確保するとともに、地域全体で子どもを守り育てる機運を醸成し、子どもが安全でかつ健全に育つ環境を整えます。
- ・少子化対策を強化し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進します。

③いくつかになっても安心して健やかに暮らせるまちづくり

- ・被災した高齢者、障害者、児童等の相談体制を強化し、保健福祉ニーズの把握に努めるとともに、的確な保健指導によりきめ細かな支援を実施します。
- ・震災で失われた福祉施設の復旧を支援するとともに、新たなまちづくりにあわせ、ニーズに即した入所施設や在宅サービス事業所等の適正な整備促進を図ります。
- ・地域の支えあいを強化し、高齢者や障害者が安心して暮らせる地域コミュニティづくりを推進します。
- ・働く意欲のある高齢者が、その能力を発揮し活躍できるような体制の整備を図ります。

(4) 産業

①農業

- ・甚大な被害を受けた農地のがれき撤去を行うとともに、除塩作業を実施し、早期の営農環境整備を行います。
- ・損壊した農業用排水施設の早期復旧を図るとともに、園芸施設の復旧を支援します。
- ・浜通地区に居住する農家が所有する農機具の大部分が流出・損壊したことから、農業経営に係るコスト削減に努めるため、集落営農組織の育成や専業農家・大規模農家への営農集約を図ります。
- ・温暖な気候や恵まれた自然環境を活かし、イチジクなどの新たな作物作付けを誘導しブランドの確立を図るとともに、いちごやりんごの既ブランドの推進を図ります。
- ・耕作放棄地の解消を図るとともに、土地利用に即した優良農地の集約を図ります。
- ・今後の農業においては、生産のみにとどまらず、加工、流通（販売）を一体化することによって、新たな雇用を創出し、収益性の高い農業経営を支援します。

◆山元町のブランド「仙台いちご」の復興

- ・いちご生産農家については、津波浸水により、県道相馬亘理線以東のほ場では生産が見込めない状況下にあります。

このため、県道相馬亘理線に代わる新たな「ストロベリーライン」を配置し、同沿線にいちご畑を集約し、観光いちご園も含めた栽培施設の設置を推進します。

また、団地化を推進するとともに生産コスト削減のため、農業用機械の共同利用を促進します。

②水産業

- ・多種類の魚類や良質のホッキ貝の水揚げを誇る漁場の早期復興を目指します。
- ・資源調査を実施し更なる資源管理型漁業に努め、安定したホッキ漁の再生を行います。
- ・水産加工品の開発・支援に取り組むとともに、流通経路の開拓による更なる販路の拡大を図ります。
- ・漁業者の船舶については、全てが打ち上げられ使用不能となり、代替船舶が必要であるが、今回の津波被害は広い範囲に生じており、船舶の入手が困難な状況にあるため、共同経営や船舶の共同利用を推進するとともに、意欲ある後継者の育成・支援を行います。

③ 商工業・雇用

- ・ 経営再開までの緊急措置とし、仮設店舗・工場を斡旋するとともに、経営再建のための各種制度資金の活用や融資の相談を実施します。
- ・ ハローワーク臨時窓口の開設支援と雇用情報を提供するとともに、緊急雇用創出事業等を活用し、被災者の雇用の場を創出します。
- ・ 町のランドデザインを踏まえた新たな商店街や工業用地を整備します。
- ・ 立地企業に対する優遇制度の拡充や新たな工業用地を整備し、企業誘致の推進と新たな雇用の場を確保します。
- ・ 商工団体と連携し、買い物が困難な地域や交通弱者対策としての移動販売に対する支援をします。
- ・ 農商工連携による地元産品の商品化や新商品開発に努め、活気ある商工業を振興します。

④ 観光

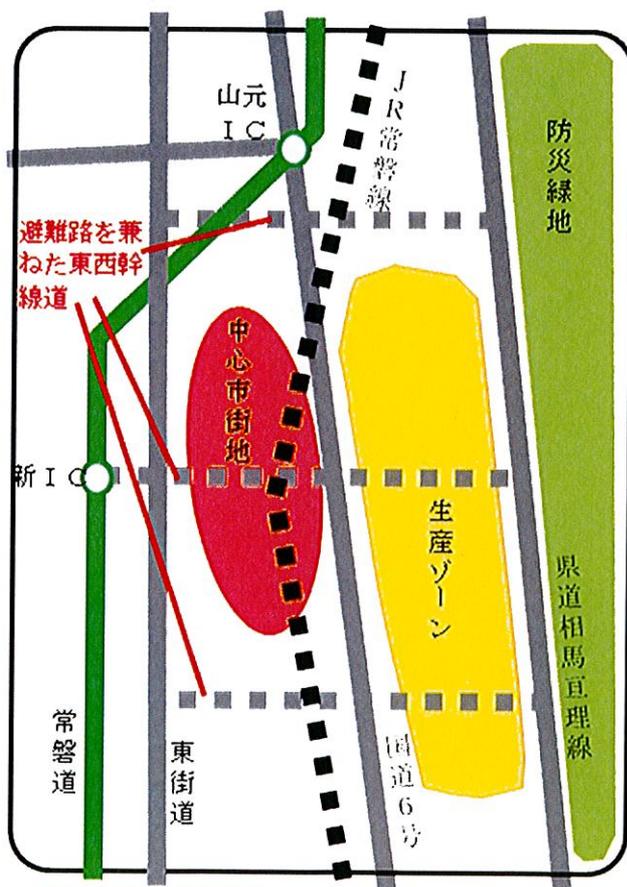
- ・ 産直施設や観光農園など、交流の拠点を設置することにより、交流人口の増加を図ります。
- ・ 復興イベントを積極的に展開し、山元町の復興をアピールするとともに、観光客を招き入れることでのぎわいを呼び戻します。
- ・ 海岸沿いの防災緑地ゾーンには、震災の記録を残すモニュメントや豊かな自然環境を生かした公園・海洋レジャー施設等の整備により、人々が憩い集う新たな観光資源の創出を図ります。

(5) 都市整備

① 道路

- ・ 幹線町道・生活道路の早期復旧を図るとともに、復興に向けた防災機能を果たす新たな交通ネットワークの整備を行います。
- ・ 沿岸部の県道については、津波被害への防御・減災機能を併せ持つ高盛土構造による道路整備を推進します。
- ・ 橋梁などの施設については、優先順位を考慮した上で、計画的な耐震化・長寿命化を推進し、災害に強い道路網の整備を進めます。
- ・ 災害時の避難経路となる道路については、狭い場所の拡幅や交差点の改良を進めるとともに東西の新たな道路整備を進め、迅速な避難ができるようにします。

【幹線道路網のイメージ】



②河川・排水

- ・所要の流下断面を確保するためのがれき撤去や堆積土砂の浚渫を行い、被害河川・排水路の本格復旧を実施します。
- ・地盤沈下等により洪水被害のリスクが高まった低位部の総合的な治水対策を実施するとともに、治水安全度のさらなる向上を図るための整備を推進します。
- ・被災した既存施設の水門、排水機場については、国及び県に復旧について要請していきます。
- ・大雨時の内水対策として、新井田川及び鷺足川については、東西方向へ直線的に流末整備を行います。
- ・小浦川周辺については、水門及び排水施設などによる高潮対策について検討します。

③ 上下水道

- ・ライフラインの根幹である上下水道については、早期復旧を図ります。
- ・新たなまちづくりに応じた汚水処理計画を策定し、計画的な整備を行います。
- ・老朽化した管路の更新と耐震化を図り、地震に強い上下水道を整備します。
- ・リスクマネジメントを強化し、災害時にも被害が最小限となるよう対策を講じます。

④交通対策

- ・ＪＲ常磐線が復旧するまでの間、代行バス及び亘理駅折り返し列車の増便等による利便性の向上を要請していきます。
- ・ＪＲ常磐線の復旧については、安全・安心な運行とまちづくりにあわせた整備をＪＲ側に要請するとともに、交通ネットワークの拠点としての高度利用につながる駅周辺の整備を行います。
- ・町民バス「ぐるりん号」について、被災者や交通弱者の日常生活の足の確保ため、復興計画や被災地の復旧に応じた柔軟な運行路線・運行形態の見直しを実施するとともに、当面、復旧期までは料金を減免し、被災者の経済的負担を軽減します。

(6) 教育

①安心・安全な学校教育の確保

- ・町のグランドデザインを踏まえた学区の再編及び学校の再設置等を行います。
- ・震災による様々な環境の変化に伴う児童生徒へのきめ細かな心のケアを行います。
- ・経済的に就学困難な児童生徒に対する支援を行います。また、通学困難な児童生徒に対する交通手段の確保又は経済的支援を行い、さらに通学路等の安全を確保し、安心して就学できる環境を整えます。
- ・学校の教育環境を整え、児童生徒の豊かな人間性や社会性を養うとともに、命の大切さや共生の心を育む「防災教育」を推進します。
- ・学校給食については、安全・安心を最優先に、また、地元食材を取り入れるなど、児童生徒の健やかな成長と好ましい人間関係の構築に努めます。

③ 生涯学習、文化、スポーツ活動

- ・町のランドデザインを踏まえた施設の機能回復を図るとともに、バランスのとれた施設の再配置を行います。
- ・町民主体による地域づくりや自立復興を目指した生涯学習活動を支援するため、町民ニーズに対応した学習機会の提供や積極的な情報の発信を行います。
- ・新たな地域コミュニティが形成されるなか、家庭・地域・学校の連携を強化したシステムを構築し、人のつながりや支え合いを基調とした協働による生涯学習を推進します。
- ・常磐自動車道の建設や新たな住宅地の造成等に際しては、町民共有の財産である文化財の保全・保護に努めるとともに、郷土の伝統的な芸術文化の継承・発展を図っていきます。

(7) 防災・安全・安心

①防災

- ・失われた尊い命を無駄にすることなく、大災害の課題を検証し、津波災害などに関する防災対策を見直します。
- ・今回の大災害の記録や体験を後世に伝え、防災教育を積極的に取入れるとともに、防災の日を設け、防災訓練を強化することで防災意識の高揚を図ります。
- ・防潮堤は壊滅状況にあるため、本復旧を国及び県に要請し、早期の完成を目指します。
- ・防災緑地や鉄道・幹線道路などの交通インフラを高盛土構造とし、堤防機能を付与することにより多重防御による大津波対策を推進します。
- ・海岸沿いに一時的に津波から避難できる機能を持った施設の整備や学校の防災機能の充実・強化などにより、安全な避難場所と避難経路を確保します。
- ・災害により交通ネットワークやライフラインが断たれた場合でも、各避難所において生活することができる食料や飲料水、防寒品などの備蓄を行うなど、避難所の防災機能強化を行います。

②安全・安心な社会

- ・震災により打撃を受けた消防団等の防災組織の立て直しを図るとともに、新たなまちづくりの構想にあった体制整備を図ります。
- ・災害時の連絡通信を確保するため、防災無線の復旧を図るとともに、新たな通信手段による避難広報の手法や災害に強い通信ネットワークを構築します。
- ・大規模災害時には、公共の防災機能だけでは対応が困難であることから、「自助・共助」の理念の下、町民で構成される自主防災組織を強化するとともに、訓練や防災教育により防災に対する意識の醸成を図ります。

(8) 行財政運営

①復興事業推進、財源確保

- ・今後の町政の優先課題は、震災からの復興であることから、町民への行政サービスを著しく低下させることのないよう努めながら、政策予算を復興・復旧関連経費へシフトして行きます。

- ・ 他の自治体の支援を得ながら、復興事業に人材を集中させ、推進体制を整備し重点的に取り組みます。
- ・ 本町の財政規模では、自助努力だけで復興を成し遂げることは不可能であることから、国・県に対し、特段の財政措置を働きかけ、復興財源の確保に努めます。
- ・ 一日も早い復興を実現するためには、これまでの枠組みでの事業の取り組みだけではなく、特区制度を活用した新たな制度創設等を強く国に求めています。